

XI 学生生活

1. 大学・学部の学生生活への配慮

本学の創立者の教えは、「ものの見方・考え方」を身に付けることの重要性を説くものであり、多様化する現代社会への対応精神と自らが切り拓いていく力を持った人間となることを示すものである。

本学の教育理念を現在の社会で具現化し、社会への貢献を果たすことのできる学生を輩出することを目的に、学生生活への配慮として経済支援、生活環境への支援、自主活動への支援等に取り組んでいる。

そこで、本学では以下の目標を基本に学生生活への支援を進めて来た。第1点目は、経済支援として、学生が入学時から4年間安心して学ぶことができ、かつ学習能力のレベルアップを目的とした奨学金制度の見直しを図ること。第2点目は、充実したキャンパスライフへのサポートとして、アパートおよびアルバイト紹介のサービス向上並びに新しい学生食堂をテーマとしたアメニティ空間を創造すること。第3点目は、学生相談の受け入れ体制として、学生指導のあり方および学内における複数の相談窓口の新たな連携を確立すること。第4点目は、自主活動への支援として、平成17年度から実施された文系5学部の白山一貫教育という環境変化に伴うサークル活動施設の整備・拡充並びに学生の組織運営等、自主的かつ積極的な活動へのサポート体制を構築することである。

上記目標に基づき、教育ローン制度の設置（経済支援）、学生総合案内窓口の設置（学生相談の充実）、白山キャンパスでは学食のイメージを「食事の場」から「憩いの空間」へと一新（アメニティ空間の創造）、白山・朝霞キャンパスにおけるサークル活動施設・設備の改修、学生ボランティアセンターの設立（自主活動への支援）を実現することができた。この経験を活かし、現代学生がおかれている社会環境や学生気質の変化を汲み取り、学生生活への新たなサポート体制づくりを実施していく。

また、教育理念を現在の社会で具現化し、社会への貢献を果たすためには学生へのキャリア形成および就職活動支援が重要となってくる。東洋大学では、3年生からの「就職支援」だけではなく、入学時からキャリア形成を支援するというスタンスで学生生活をバックアップしている。具体的には各学年段階に合わせたキャリア形成支援活動を積極的に推進している。さらに「キャリア形成を考えるための特別講演会」を平成18年度も実施していく。

（学生への経済的支援）

学祖井上円了の「余資なく、優暇なき者に開かれた大学を設立する」という建学の精神の下、学生が経済的不安を持つことなく、勉学に打ち込めるよう生活環境への支援として、奨学金制度の設置、アパート・アルバイトの紹介、学生食堂の充実等の環境支援を実施し、

安心して学べる環境作りに努力をしている。

(1) 奨学金

東洋大学では、有為な人材育成を目的として独自の奨学金制度を設けており、適宜見直しを図っている（大学基礎データ「表 44」参照）。平成 15（2003）年度には奨学金規程を改正し、学業の向上、経済的サポートを目的とした奨学金制度に改善を図った。奨学金予算としては学部生全体で 19,600 万円が給付として充てられている。他に私費外国人留学生への授業料減免制度や留学生に対する独自の奨学金がある。

①一般学生への支援

a. 東洋大学第 1 種奨学金（学業成績優秀者奨学金）

学部 2～4 年生の学業成績優秀者に給付される本学独自の勉学意識の高い学生への報奨的意味合いを持つ奨学金である。平成 15 年に学問分野の異なる学部学科学年ごとに成績・人物とも優秀なものに年額 30 万円を給付する奨学金制度に改正した。学科ごとに奨学生を採用することで、学生の学業に対するモチベーションを向上させ、学習能力のレベルアップに繋がった。給付対象は日本人学生に加え、私費外国人留学生（2～4 年生の各学部学年 1 名）を含め、平成 17 年度は 166 名に総額 4,980 万円の奨学金を給付した。

b. 東洋大学第 2 種奨学金（経済的修学困難者奨学金）

学部 1～4 年生の経済的修学困難者に授業料の半額相当を給付する本学独自の奨学金である。1 年生においては入学後履修登録が完了していること、また 2 年生以上は前学年の成績が基準に達していれば、出願可能な奨学金である。4 月（10 月入学生は 10 月）に出願受付を行い、採用者には次学期の学費納付前に奨学金が給付される。平成 17 年度は 873 名の出願があり、経済的に厳しい 382 名に奨学金が給付された。

この奨学金は給付型であることから、経済的に困窮している学生にとっては大変有効である。また一定の成績を納めると 2 年次以降も出願できるため、学習意欲向上につながるケースが多数見られる。

c. 東洋大学第 3 種奨学金（家計急変者奨学金）

入学後に家計支持者の死亡により経済的に修学困難になったものを救済する本学独自の奨学金で、家計急変が発生してから 3 ヶ月以内に出願し教授会の承認を得て、授業料の半額相当を給付し学業の継続を支援するものである。平成 17 年度は学部生 24 名に奨学金を給付した。

この奨学金は家計急変が発生した時点で出願ができ、当面の問題となる次期授業料が奨学金として給付されることは、経済面に加え精神的な面においても学業継続への重要な支援となっている。

d. 日本学生支援機構奨学金

本学で日本学生支援機構奨学金を利用している学生は平成 17 年度において 5,671 名となり、利用者比率は在籍者の 21.4 パーセントと大きな割合を占めている。無利子貸与の第一種奨学金については希望者すべてが採用になることは難しいが、有利子貸与の第二種奨学金は希望者をほぼカバーしている。4 年間継続して安定した奨学金貸与を受けられることは奨学生にとって経済的・精神的負担が軽減され、充実した学生生活の基盤となるものであ

り、本学においては、最も依存度の高い奨学金である。

e. 甫水会（父母会）奨学金

父母会員が不測の事態により家計急変が生じ修学困難となった学生に月額3万円（年額36万円）を給付する奨学金を設けている。本学独自の第3種奨学金を補うものとして、有効に機能している。

f. 地方・民間団体奨学金

地方公共団体、財団法人・公益法人・民間企業などの奨学金については、平成17年度は32団体115名が採用された。本学が独自に設置する奨学金の有限な財源を考えるならば、地方・民間団体からの奨学金は不可欠であり、今後も新たな開拓を進めていく。

②私費外国人留学生への支援

a. 私費外国人留学生授業料減免制度

私費外国人留学生の教育推進と経済的負担の軽減を目的として、授業料の30パーセントの減免を実施している。平成17年度は春学期420名、秋学期409名の学部生に対し総額8,732万円の減免を実施した。大学院生を含めるとほぼ1億円の予算規模となる。

私費外国人留学生の約87%が減免対象となるこの制度は、留学生にとって大きな支えとなっている。しかしながら、国からの援助が削減されている現状もあり、また学習意欲の向上の面からも平成19年度には減免基準の見直しを図る。

b. 塩川正十郎奨学金

元理事長塩川正十郎氏の寄付を原資として、国際交流の振興と私費外国人留学生の育成に資することを目的に平成14年に設立された奨学金制度である。人物・学業ともに傑出した私費外国人留学生を対象とし、月額10万円（年額120万円）が給付される。平成17年度は学部生6名、大学院生2名が採用され総額960万円が給付された。

選考では成績に加え卒業後の母国への貢献についても意思を確認し、将来的に国際貢献を担う人材の育成の礎となっており、留学生にとっては名誉ある奨学金として位置づけられている。

c. 国際地域学部特別奨学金

国際地域学部私費外国人留学生で学業・人物ともに優れた学生を対象とした奨学金で平成17年度は43名の留学生に月額5万円が給付された。当該学部は、その性格から他学部 비해在籍する留学生が多く、この奨学金の設置により他学部との奨学金受給率の均衡が図られている。

d. 国際地域学部留学生第2種奨学金

館林市の寄付金を原資として、国際地域学部私費外国人留学生で成績・人物ともに優れかつ経済的支援が必要な学生に月額5万円が給付される奨学金である。平成17年度は9名の学生が採用されており、前記「c. 国際地域学部特別奨学金」を補うものとして、有効に活用されている。

e. 学習奨励費

私費外国人留学生を対象とした日本学生支援機構による給付型奨学金である。毎年多数の学生が応募し面接選考される。本学では、各学部にて在学する私費外国人留学生数比により

選考人数を学部配分し学部間の偏りをなくすとともに、学部単位での留学生の学習能力のレベルアップに繋がっている。本学の平成 17 年度は追加採用を含め 60 名が月額 5 万円の奨学金を受給した。

f. 留学生民間団体等の奨学金

留学生を対象とした財団法人・公益法人・民間企業などの奨学金については、平成 17 年度は 6 団体 12 名の採用があった。私費外国人留学生への国からの援助が削減される状況からも、民間団体等からの奨学金は不可欠であり、本学への協力団体の開拓を進めていく。

③障がい学生への支援

本学では平成 9 年に学生生活委員会内に、障がい学生に関する小委員会を設置し、在学する障がい学生が安心して授業を受けることができることを目的に検討を行っている。ノートテイクや手話通訳者のボランティアを募る支援を行い、障がい学生に通訳等の経費を奨学費として援助することを決定した。平成 17 年度は 49 名のボランティアがノートテイク登録をして授業支援に携わり、9 名の障がい学生に奨学費として 207 万円の通訳等経費援助を行った。

障がい学生には入学前から相談を受け、授業開始からノートテイクの配置をすることが望ましいが、ボランティア学生の履修との関連でガイダンスや授業開始時の対応が間に合わないケースがあり、外部ボランティア団体との連携等改善を進めている。

④その他の支援

a. 自然災害被災学生支援

平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震の支援として平成 17 年度学費の減免を実施した。140 名の学生に 4,550 万円を超えるものとなった。これらの支援は地震による大きな被害を受けた学生が学業を継続していくために経済的な支援に加え精神的にも大きな支援となったと考えられる。この新潟県中越地震の支援を発端に、本学は自然災害で被災した学生への支援措置を平成 17 年 3 月に制定した。平成 17 年度においては豪雪（新潟県および長野県において平成 17 年 12 月中旬からの寒波に伴う記録的な積雪）で被災した 3 名の学生の減免を実施している。

b. 東洋大学教育ローン制度

本学では、入学生、在学学生を対象に金融機関との提携による「東洋大学教育ローン」制度を設置している。無担保かつ低利で学費等納付金の融資を受けることができる。

奨学金出願時期を逸した学生や、授業料納付期限までに資金が調達できなかった学生にとってはローン申込後の対応が早く、学費を納入期限内に納めることで、精神的にも安心して学業に打ち込むことができる。また、このような学生には、その後出願可能な奨学金等の紹介により対応している。

c. 学費納入期間の延長

学費を納付期限までに納入できない学生には督促期間のほかに、納入期間を延長する制度を設け対応をしている。

奨学金を必要とする学生に、本学では「奨学金ガイド」を作成し、本学独自の奨学金、日本学

生支援機構奨学金、地方・民間団体奨学金などの奨学金制度を周知して、活用を促している。

また、受験生には、入学案内やホームページなどの媒体に加え、オープンキャンパス等で奨学金案内コーナーを設けるなど相談に応じている。

在学生には、ガイダンスや掲示、ホームページ、校内放送等で奨学金を周知している。また、大学報や父母会報にも各種奨学金の紹介や出願日程などの記事を掲載し保護者に送付して知らせている。

奨学金に関する情報は、学費を支払う保護者の関心が高く、ホームページによる情報をもとに電話での問い合わせが多い。そこで、ホームページによる告知を充実させるため、平成 19 年度までには奨学金情報へのアクセス方法の改善を含めた見直しを図る。また、各種奨学金の学生への情報提供については、業務の効率だけを考えた周知方法（ホームページ、Web システム）だけではなく、掲示や校内放送等のあらゆる手段を併用して周知に努めていく。

昨今、経済状況は上向きとはいえ、社会の経済格差が拡大し経済面から成績優秀でありながら就学できない学生の増加が考えられる。本学独自の奨学金はすべて給付型であり、返済の義務がないため、学生にとっては、非常に有効な奨学金といえる。しかしながら、既存の奨学金に加えて新たに本学独自の奨学金を設置することは財源確保の点からも難しい状況であり、今後の奨学金による支援は、学外奨学金との連携を踏まえて進めていく。

本学の現状としては、入学前に利用できる奨学金が存在しないため、入学を控えた学生からの相談に対しては、教育ローンの紹介並びに日本学生支援機構の入学時増額貸与により対応している。そこで、入学前に対応可能な奨学金の設置を、既存の本学第 2 種・第 3 種奨学金基準の見直しを含め検討を進めている。

（2）アパート紹介

遠方より入学し、1 人暮らしを始める学生への安価で安全な住居の供給は、重要な問題である。本学では長年職員によるアパートの紹介を行ってきたが、紹介期間・時間の制限があり、専門的な知識を持たない職員の紹介業務では学生に対してサービスが不十分であると判断し、平成 16 年度より白山・朝霞校舎において外部業者に紹介業務を委託した。12 月～3 月の一定期間、学内にブースを設け委託業者の社員が紹介業務を行っており、休日対応・学生のニーズに応じた物件数の増大等サービスの向上を図ることができた。なお、平成 17 年度より川越校舎においても外部業者への業務委託を開始した。

ただし、従来から大学と関係のある大家物件の成約数が業者物件に比べ減少しており、白山キャンパスでは今年度より学期途中で大家物件を対象とした「住み替え相談会」等を実施し、格差是正を図っている。

板倉キャンパスでは、大学近隣や沿線の不動産業者を紹介する冊子を作成し、入学前に全新生に郵送している。

（3）アルバイト紹介

現在本学では、外部業者にアルバイト紹介業務を委託している。インターネットと携帯電話での紹介のため、長期休暇中でも学生が求人情報を閲覧することができる。更に一定

の条件を満たした安全かつ安定した求人情報の提供を可能とした。

しかし、web 上のみの情報提供となっており学生への周知方法が課題となっている。朝霞キャンパスではガイダンスでの説明を行っているが、白山キャンパスにおいても、今後は新入生ガイダンスでのアナウンスや、長期休暇前の掲示により周知の徹底を図っていく。

また、板倉キャンパスでは、外部業者情報にキャンパス周辺の情報が少ないため、近隣企業からの求人情報を掲示するとともに、沿線の求人情報が掲載されているフリーペーパーを学生に配布し紹介している。

(4) 学生食堂の充実

キャンパスライフの支援として、学生食堂の充実が挙げられる。各キャンパスにおいて、学生食堂は学生の憩いの場として活用されており、食堂としての質（味、料金、スピード）の向上とアメニティ空間としての機能を総合し、充実した支援対策を進めている。

白山キャンパスでは、白山一貫教育の開始（平成 17 年、4 月）に伴い、既存 4 箇所の学生食堂に加え、新たに 1,300 席を確保した学生食堂をオープンした。カフェテリア方式の店舗に加え 6 店舗の専門店を配したフードコートとなっており、従来の学食のイメージを大きく変えた施設は好評を得ている。川越キャンパスでは、学生と定期的に学食会議を開催し環境整備に努めている。板倉キャンパスでは、学生食堂内のレイアウトや第二食堂の設置に際し学生の多くの意見・要望を取り入れた。また、朝霞キャンパスにおいては、平成 17 年度にライフデザイン学部が設置され、年度進行中による学生増から、平成 18 年度より座席数の増設を行い、食堂との定期的な会議を開催しメニューの改善等学生のニーズに合わせたものを提供している。

しかし、各キャンパスの学生食堂（白山（2,064 席）、川越（764 席）、板倉（824 席）、朝霞（542 席））において、進級手続き等学生が集中する時期は混雑が見られる。特に、朝霞キャンパスでは、周囲の環境（キャンパス周辺に飲食店がない。）の影響もあり通常でも利用者が多く、全学年が揃う平成 20 年度までの学生増を踏まえた施設の拡充を行う。

(生活相談等)

生活相談の目的は、学生一人ひとりが有意義で充実した学生生活を送れるように支援することである。学生の悩みに一緒になって取り組み、人間的成長の援助をするもので、大学の全人的教育（学則第 2 条：「人格の陶冶と情操の涵養とに努め」）の一環として位置づけられる。

本学における学生の相談窓口としては、①学生の心身に関するケアやカウンセリングを行う学生相談室、医務室の窓口、②教務・学生生活・キャリア・国際交流等の各部署において学生生活を送る上でのアドバイスの役割を行なう事務局の窓口、③教員によるオフィス・アワー等の「学び（勉強方法）」に関する窓口に分けられる。しかしながら、全 4 キャンパスのうち白山キャンパスにおいては窓口が多岐にわたるため、各窓口が担当の範囲内での対応となり、その範囲を越えた相談については、学生の立場からは、何処に相談すればよいのか判断できない事態が生じる。

そこで、「学生の悩みをどうやって引き出し、どのように解決方法を導き出すか。」を課

題として検討を進め、平成 17 年度より全教職員の連携のもとに力を集中するためのパイプ役を務める機関として「学生総合案内 (Campus Life Q&A)」を設置した。ただし、白山キャンパス以外のキャンパスについては、学生窓口 (学生生活、教務、就職等) がある程度一本化・連携化されていることから、総合案内パネル等の設置のみの対応となっている。

今後は、学生総合案内等のデータを基に「学生が今何を悩んでいるのか、何を求めているのか。」を分析し、他部署と学生相談室との連携企画等について検討を進めていく。また、他キャンパスについても、白山キャンパスでの実績を踏まえた上で人的配置等の対策を講じたい。

(1) 学生総合案内「Campus Life Q&A」

学生総合案内「Campus Life Q&A」は、本学における学生指導のあり方および教職員・各部署・各委員会等との新たな連携方法の確立を目的として平成 17 年度から設置された。設置に当たっては以下の事項を基本に体制づくりを行っている。

学生への温かい目線をもった教育の充実

- ・学生から見た時の相談窓口の明確化と相談しやすい雰囲気づくりを行う。
- ・不安感が何からきているかを引き出す工夫と不安感を積極的な方向へ転換させる方法を見つけ出す。

教職員、各部署、各委員会等との連携強化

- ・相談内容が複数の部署に関係する場合の連携・調整を行う。
- ・教職員が学生対応に対し同じ意識を持ち、相互に協力することのできる相談窓口体制と一貫教育の利点である 1 年生から 4 年生までが同一キャンパスで学ぶことのできる教育環境を生かしたオフィス・アワー等の充実 (工夫) を図る。
- ・全ての相談データをひとつに集め、その結果を反映できる体制をつくる。

各学生相談窓口の役割の明確化

- ・教員が対応する相談、カウンセラーが対応する相談、事務局が対応する相談を分けることによって、各学生相談窓口の役割を明確化し、窓口対応の充実を図る。

以下、白山キャンパスにおける状況について報告する。

1 年目に当たる平成 17 年度の年間受付人数は 1,707 名であった。学生からの質問や相談は、新入生・新学年を迎える 4 月は大学内のどこに質問に行けばいいかわからない、また、履修や奨学金の手続きなど、学生生活上の事務的な手続きについての質問や相談が多く、適切な部署あるいは教員を紹介した。各期末試験前になると試験についての質問、キャリア形成支援センターの講座が開かれると、その内容に関する質問といった学生生活の行事が案内業務にも反映していた。

しかしながら案内業務の 6 割は、その場で受付担当者が応じられる総合的な内容で、次に大きな割合 (3 割) を占めたのが学生相談室への案内であった。これは、白山キャンパス学生相談室内に設置され、窓口受付担当者を青年期の心理臨床を学んだ者を採用していることが一因であろう。学生は、具体的な質問や相談ばかりではなく、例えば、「一人暮らしでの不安について」「サークルにはいつでも入れるのか」「就職活動で授業の欠席が続き単位修得が心配」、「提出物の期限に遅れたが今から提出できるのか」など、学生にとって、

人に聞きにくい、あるいは話しにくい内容がきっかけで訪れることが多い。そのような学生があきらめずに次の人や部署につながるように学生の背中を押す役割、または背景に心理的問題がみえる場合には学生相談室をそのまま紹介して心理的ケアにつながるよう橋渡し役を担った。

2年目を迎えた現時点（平成18年度）では、前年度よりも多くの学生が窓口を訪れており、（前年度同月比より260名増）総合案内窓口の認知度の向上がうかがえる。

昨今、抱える問題の大小に関らず、人とのコミュニケーションが不得手で、一人で悩み、解決策を見出せず、快適な学生生活を送ることに消極的になってしまう学生が増えている。

また、情報化社会により膨大な情報にあふれた現実社会の中で、学生が情報を取捨選択する能力を養っていく場として大学が存在すると感じる。

そこで、学生が総合案内を利用する意義は、多くの情報の中で、自分が必要としているものは何かを理解し、そして大学内の各部署を適切に活用して、自分の抱える問題に対応し解決する場所であり、大学卒業後も、社会を生き抜いていくための基盤となるものである。

したがって総合案内では、学生へ解決方法を手取り足取り教えるのが目的ではなく、確実に学生が次へ進んでいくように意識しながら業務を推し進めている。

今後、更なる充実をめざして、まずは普段の案内業務から、学生のニーズを汲み取り、学生が必要としていることを、学生相談室の月例合同検討会を通して提言していく。早急に必要となるのが、学習上の問題（レポートがかけない、卒論がかけない）を抱える学生の学習支援体制の構築である。そして、教職員に総合案内をアピールし、強い学内連携の認識のもとで学生の発達支援に取り組んでいく。

（2）学生相談室

大学の全人的教育の一環として学生相談室は、学生が充実した学生生活を送れるように、個人相談（カウンセリング）を通じた心の発達支援により、学生の人格発達促進の機会を提供している（大学基礎データ「表45」参照）。

学生相談室は4キャンパス全てに設置されており、青年期の発達・教育心理臨床を専門とする者、臨床心理士や大学カウンセラーなどの資格を有した者が学生相談員として従事している。

白山キャンパスの学生相談員は、常勤2名、非常勤4名、学生相談インターカー（学生総合案内「Campus Life Q&A」受付担当兼務）が1名おり、月曜日から土曜日、9時30分から2部学生が利用しやすいように20時45分まで開室している。朝霞キャンパスの学生相談員は、常勤が1名、川越キャンパスは常勤1名と非常勤2名、そして板倉キャンパスは常勤1名で、朝霞・川越キャンパスは平日9時30分から16時30分まで開室、板倉キャンパスは平日10時から17時まで開室している。

①グループカウンセリング

大学に自分の心の拠り所を見つけ、同年代の仲間と交流を持ち、勉学・研究にも励むといったバランスが取れて充実した学生生活を送るのは、周囲の大人や教職員が感ずるより難しいことである。特に、個人相談（カウンセリング）を受けている学生はその困難さが

強く、大学で生き抜く自信をなくしている場合が多い。

そこで本学では約10年前から学生のニーズや社会的状況を捉えたグループカウンセリングを企画・実施している。自己所属感を養い自尊心を高めるグループワークや、さまざまな人間関係の中でコミュニケーション能力を身につける体験プログラムである。

- a. 対人関係トレーニング、心理テスト体験「ティーアワー」 (白山)
- b. 仲間づくりを目的としたグループ活動「コンパニョ」 (川越)
- c. 昼休みを利用した学生生活への適応への支援と新しい人間関係作りのための活動 (4月・5月に実施)「ランチグループ」 (朝霞)

②課外教育プログラム「夏のコミュニケーショングループ」

①のグループカウンセリングを課外教育プログラムに位置付け、「夏のコミュニケーショングループ」として実施しており、毎年約35名の学生が参加している。平成10年度開始当初は、学生相談室に来室している学生の参加がほとんどであったが、最近では一度も来室したことの無い学生が参加者全体の3割を占めるようになっている。これは、各キャンパスにおけるグループカウンセリングの展開や、大学内におけるキャリア教育が1年次から周知されていることにより、学生自身がコミュニケーションスキル習得の必要性を強く感じているためである。「夏のコミュニケーショングループ」は、キャンパス・学部を超えた交流をしながら、自己成長を促進しコミュニケーション能力の向上を目標とするキャリア教育の一環として機能している。

参加学生たちは、大学で生きていく自信や自己効力感（自分の力で物事を成し遂げられるという感覚）に気づき、自分なりの積極性をもてるようになる。例えば、大学祭で企画したフリーマーケットを出店する、学内募集の山古志村ボランティアに参加するなどである。このような体験や感覚を大学時代に持つことによって、社会人になるための自信へと繋がっていく。

③メンタルヘルス予防・啓発活動

学生相談室は、以前よりその敷居が低くなっているが、依然として学生が利用しにくい状況を打破し切れていないと感じる。そこで、学生相談業務のひとつにあるメンタルヘルスの予防・啓発として、以下のような企画を実施している。

- a. 心理テスト体験「ティーアワー」(白山)
- b. 「ストレスチェック」、「心理テスト週間」(朝霞、板倉)
- c. 「新入生メンタルヘルスチェック」(白山、哲学科教員と協働で哲学科新入生を対象)

上記の①から③の試みは、まず「メンタルヘルス予防・啓発活動」により自分自身を知ることから始まり、このことを踏まえた「グループカウンセリング」における他の人との交流によって、多くの人の考え方の中から自分自身を捉えることを目的としている。そして、「夏のコミュニケーショングループ」に参加することで、コミュニケーション能力を身につけるきっかけづくりへと発展していく。以上の過程において参加学生は、発達段階的かつ自分なりに積極性を持つようになる。すなわち、これらの試みは個々に成立するものではなく、繋がりを持った支援として有効に働いている。

④不登校の学生への対応状況

不登校が主訴の相談は年々増え、保護者からの相談が目立つ。はじめは学生本人と直接話すことは難しいが、保護者から学生の様子や学業の状況などを聞いて大学での生活環境への適応に関する助言を行っている。徐々に学生本人とカウンセリングできるようになると、必要に応じてゼミ担当教員などを紹介し、大学へ来られるようになるための道筋としてのつながりを作っている。

学生相談室では事前対策として、カウンセリングと自尊心の回復や仲間作りのためのグループカウンセリングを併用して学生生活の足がかりとしている。また、休退学を望む学生には、決断をする前に教員、教務課で修学相談をするよう勧めている。

⑤広報活動

a. 「学生生活ハンドブック」への記載

学生相談室の利用案内を掲載した。

b. 学生相談室リーフレットの配布（全キャンパスで新入生に配布）

c. 「学生相談室だより」

学生生活のトピックスやメンタルヘルス活動としての知識、情報等の特集し、年4回発行した。

d. 「困ったときの学生対応 Q&A ～教職員のための学生相談ハンドブック～」

教職員向けに、学生相談を通じた学生対応の全学的な連携・協働体制を整えるために学生相談運営委員会をはじめ教職員に配布した。

e. 「平成16（2004）年度学生相談室報告書」第6号

1年間の学生相談室利用状況や事例、各キャンパスの傾向などをまとめ学内外に配布した。

⑥キャンパス間、他部署との連絡会議

a. 月例合同検討会

学生相談室は、学内コミュニティ（教員、他部署）との連携・協働の体制を取りやすくするために月例合同検討会を開催している。学生相談専門委員、学生部学生生活課、および4キャンパスの学生相談員が出席して、学生相談室の利用状況報告、学生対応や時事的な問題への検討などを行うことで学生理解の共通認識を持つように努めている。

b. 学生相談室運営委員会

学内における学生相談の円滑な運営を推進する組織として、「学生相談室運営委員会」が設置されている。学生相談を通じて見出された学部教育の複合的な問題点を整理し、機能的な対処のあり方を協議する全学的な組織として、学部（教員）との連携を図っている。

c. 特別合同検討会

課外教育プログラム「夏のコミュニケーショングループ」の実施に際して、特別合同検討会（4回）をもとに、4キャンパスの学生相談員でプログラム内容等の吟味、準備のための話し合いを行っている。

⑦地域機関等との連携状況

学生が悪質商法の被害に遭った場合、各キャンパス周辺の消費生活センターを紹介して、適切な指導・助言を受けている。また、精神的な不調や疾患が疑われる学生には、学生相

談室を通して、大学周辺あるいは学生の生活範囲にある医療機関を紹介している。その際、学生が医師とのコミュニケーションをうまく取れるように、学生相談員の紹介状を持参させており、危機介入事態へ備え医療機関との連携を常に意識して業務に当たっている。

⑧学生相談員学内外研修

a. 合同ケースカンファレンス

4 キャンパス合同のケースカンファレンス（年5回）を実施し、学生理解を深めることと学生相談員の自己研修のために相談事例の検討を行っている。また、平成14（2002）年度より外部講師を招いて、事例研究のアドバイス等をお願いしている。

b. 学生相談関連学会における研究発表および実践報告

学生相談業務の充実には、学外に発信しその反応を受けることで、新たな視点を得ることが必要になる。そのために、年間1名以上が関連学会にて発表を行っている。

c. 学生相談関連学会のワークショップ（研修）参加

学生相談は、社会状況の変化やそれに伴う人間のありかたの変容に敏感でなくてはならない。したがって、関連学会が実施するワークショップ（研修）に参加し、最新の技法や理論を学び、研鑽を積んでいる。

平成17（2005）年度の4キャンパス学生相談室における延べ面接回数は5,151回、利用者実数812名であった。その内訳は「適応相談—相談の背景に何らかの心理的精神医学的な問題があるもの」が9割であった。この7年間で、学生相談室利用者数は上昇の一途である。しかしながら、現在でも何かしらの支援を必要としているが、学生相談室の援助を求められない学生が潜在していることも事実である。このような学生を学生相談室のみならず学内の学生支援部署につなげるため、平成17（2005）年度から学生相談室内に設置した学生総合案内「Campus Life Q&A」が有効に活用されて、全学に浸透しつつある。さらに、学生相談室では、利用学生のニーズに適した支援が常に提供できるように、質の充実化へ向けて試行錯誤している。また、学生が主体性を持って自分に適した支援が選べるように、学生の話に深く耳を傾けて聴くという丁寧な態度で臨んでいる。

相談内容は複雑かつ学生生活・環境調整を必要とするものが増加している。自己成長を支える援助と生活支援の両方が必要になり、学生相談室から学内他部署、教員の協力を仰いだり、反対に教職員から学生の問題について相談（コンサルテーション）が求められたり、学内連携は必須である。そのために、大学内に学生相談室がひっそりあるのではなく、明確に学生相談室の存在を示す、つまり待つだけでなく、働きかけることも行う能動的な一面を持ち合わせた学生相談室に変容している。

今後さらなる課題は、教員から依頼を受けた授業に学生相談員が出張し「出前相談講義」「学生生活・心の概論」などで、学生相談室の利用方法、青年期の課題と成長を講義し、より多くの学生に教育的にかかわりたいと考えている。

また、大学に来られない・授業が受けられないと相談に来る学生や保護者が年々増えていることから、保護者を対象とする心理教育講演会を検討していきたい。そのほか休学者に復学準備プログラムや原級者を対象に教員と学生相談員による個別相談など、就学上の

問題に焦点をあてた援助の展開を進めていく。

そして、学生相談室が大学内コミュニティとしての一構成員であることを、大学全体で認識するために、学生相談室が教職員を対象にする講座を開き、テーマは「教職員に知ってほしい学生相談室」「青年期のメンタルヘルス」「学内連携の仕方・集団守秘義務について」など、学生相談員が中心となり教職員へ積極的にアプローチをしていく。

(3) 医務室

医務室は、4 キャンパス合計で、非常勤医師 18 名、看護師 11 名で、学生及び教職員の健康保持増進、疾病予防および急病、けが等の応急処置、健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、禁煙指導などの健康管理業務を行っており、健康教育の一環として、「医務室だより」や「健康のしおり」を不定期で発行・配布している。

また、救急時や健康指導等で治療が必要な場合は、校医の紹介状により近隣の医療機関や大学病院との連携を行っている。

① 定期健康診断

定期健康診断は学校保健法で定められており、それに基づき毎年 4 月上旬（秋入学生は 10 月初旬）に医療機関が各キャンパスに赴くかたちでの実施を行っている。実施項目は身長・体重、血圧、視力、内科検診、胸部 X 線間接撮影（以上全学生受診対象）、検尿（学部 2、3 年生以外受診対象）、聴力（学部 1～3 年生以外受診対象）、採血、心電図（医師の指示があった者対象）である。

本学では、平成 17 年度より業務全体の見直し・刷新を図り、実施医療機関を変更した。その結果、事務処理の軽減化がなされ、従来に比べ早期に健康診断証明書の発行が可能となった。また、学生へ郵送にて通知していた受診結果通知書では受診結果に加え、結果に応じて医務室で計 27 パターンの指示・指導文章を作成し、通知文として記載することで、より細やかな事後指導ができるようになった。さらに二次検査、精密検査等が必要な有所見者へは受診結果通知に二次検査の案内を同封した。このことで、学生は結果の把握と二次検査受診の必要性を的確に確認できるようになった。二次検査の実施についてはレントゲン車の派遣、医務室での体制整備をし、ほとんどの二次検査項目を各キャンパスで受診することが可能となり、学生の利便性向上を図ることができた。

また、学生への実施周知も他部署の協力を得ることで、受診率は従来平均受診率を約 6% 上回り 80% 台を維持できるようになった。下表は平成 17 年度の受診実績である。この結果からも分かるとおり、2・3 年生の受診率をどう上げていくかが今後の検討事項であり、健康診断の重要性を理解させるための対象学生への周知方法等を見直し、受診率 UP を図っていく。同時に白山キャンパスでは短期間（9 日間）に約 2 万人の学生を対象に実施して

いるため、受診学生が集中し長時間待たされるケースがあり、混雑緩和対策として、来年度に向け尿検査の事前提出等について検討を進めている。 **平成 17 年度受診実績**

また、実施医療機関の変更により、キャンパスによっては近隣の医療機関（以前の健康診断実施機関）との連携がうすれる状況もあり、今後はキャンパスごとに実施医療機関を分ける等、検討を進めていく。

	在籍者数	受診者数	受診率
1 年	6,648	6,354	95.6
2 年	6,753	4,599	68.1
3 年	6,457	5,101	79.0
4 年	7,506	6,206	82.7
合計	27,364	22,260	81.3

②健康指導

前述の要領で、定期健康診断後の健康指導として、二次検査、精密検査等が必要な有所見者へは結果通知書の通知文と、同封の二次検査の案内により、医務室来室を指示している。医務室へ来室した有所見者は、看護師ならびに医師との面接、可能な範囲での再検査（検尿、心電図、聴力、視力等）を行ない、さらに要精査、治療が必要な場合は、医療機関の紹介にて対処している。

医務室として現在力点を置いている生活習慣病予防として、定期健康診断結果のBMI（健康体重）チェックで基準値をクリアできず、生活習慣病の恐れがあると判断した学生を対象に、受診結果通知の中で医務室に来室するよう指示している。所見の無い学生へも結果通知書の中で生活習慣病への注意を促している。

肥満や拒食に該当する学生には、目標を持たせ在学中に改善できるよう定期的に来室し、体重、血圧、体脂肪、肺活量等の測定を実施、運動、食事についての指導も行っている。日常の生活習慣の大切さを自覚し、自己管理ができることが目的である。

通常健康相談での医務室来室学生は学生数に比例して相談内容も様々である。最近の傾向として、メンタルな問題を抱えている学生の来室が増加傾向にある。この場合、医師（学内出向の内科医や心療内科医）との面談、学生相談員との連携により、的確に対応ができる関係を維持している。

今後は、更なる健康教育の充実が必要であり、HIV 感染者、AIDS 患者は社会的に平成 17 年度過去最高の増加となっていることから、感染症を含め大学として感染予防啓発活動に取り組んでいく。

③学生の健康診断情報管理・健康診断証明書発行

定期健康診断情報をはじめとする学生の健康情報、医務室来室履歴は、紙媒体でのカルテに加え、GAKUEN（学内データ管理システム）にて管理している。

GAKUEN での管理情報は、医務室利用統計、カルテ出力等に汎用される他、健康診断証明書の発行とも連携している。

健康診断証明書は、証明書発行機にて 1 通 100 円で発行される。その他、証明書提出先の書式指定がある場合は、その書式に合わせた証明書の作成・発行を医務室で行なっている。学生ごとの証明書発行可否については、定期健康診断の結果を大学独自の基準に併せて、特に発行に支障が無い学生は発行可としている。一方、定期健康診断の結果二次検査、精密検査等が必要な有所見者は、証明書発行不可の制限をかけ、前述に沿った健康指導を

行ない、発行に支障が無いとの判断がなされれば適宜 GAKUEN 上に健康診断所見・診察記録を入力し、発行制限の解除を行なっている。このことが有所見者の再検査受診者増に繋がっており、健康指導を徹底する上での有効な手段となっている。平成 17 年度の大学全体での証明書発行状況は、証明書発行機では 16,866 通、医務室での発行が 238 通であった。

④定期健康診断以外の健康診断の実施

運動部やサークルの合宿、試合前の健康診断が必要な場合に実施している。また、体育の集中講義や、課外教育プログラム（富士登山スクール、スキー・スノーボード教室など）に参加する場合にも、事前健康診断を義務付けている。

⑤禁煙対策

医務室では禁煙運動として、来室者で喫煙している学生にタバコによる身体への害をレクチャーし禁煙を勧めている。スモーカーライザー（呼気中一酸化炭素濃度測定器）の使用により、喫煙者は常に異常値（8ppm以上）となるため、禁煙の動機づけ、行動の変容のきっかけに役立っている。また、禁煙希望のある学生に対して禁煙指導を行っている。禁煙開始をした学生へは、経過報告の来室を義務付け、血圧、肺活量測定、スモーカーライザーでの測定を行い、禁煙の効果自覚を促す等、時間をかけての継続指導を行っている。

大学全体としては、全キャンパスの建物内を禁煙とし、屋外アメニティゾーンに喫煙コーナーを設置することで、完全分煙化を実施している。

完全分煙化は、平成 9 年、学内でのタバコの吸殻散乱が著しいことから実施した学内クリーンキャンペーンがきっかけとなっている。校舎内に点在していた灰皿を各フロアの片隅に移動することから、順次、灰皿を撤去する禁煙フロアの設定、最終的に校舎内の禁煙化へと繋がった。そして、健康増進法の施行（平成 15 年 5 月 1 日）に伴い、屋外に点在させていた灰皿をキャンパス内の主動線から外れる場所（屋外）に集中させて喫煙コーナーを設定し、現在の学内完全分煙化が実現した。しかし、すべての学生がキャンパス分煙化に協力するまでには至っておらず、喫煙コーナー以外の場所でのタバコのポイ捨て、通学路での歩きタバコやポイ捨てが目立つ時間帯がある。教職員による巡回指導にも限界があり、今後も学内完全禁煙化を考慮に入れた禁煙推奨を進めていく。

川越キャンパスでは、ペンタゴン内（1、2 号館と図書館の間の通路）の灰皿を撤去し、ペンタゴンの外側へ移設し、分煙化を図っている。分煙化を学生間に浸透させるためのイベントとして、分煙化キャンペーンに学生を参加させて、ペンタゴン内でたばこを吸っている学生への注意や吸殻拾いを行っている。

⑥救急措置

急患の発生の連絡を受けた場合、看護師が救命道具を持って現場へ急行し、適切な処置を行う。必要に応じて医務室までの搬送、救急車の要請を行っている。大学全体での医務室経由による昨年度の救急発生件数 41 件のうち救急車の要請は 8 件であった。

また、このような学内緊急時での迅速な対応を行えるよう、要所に車椅子・救急箱を設置している。今年度より全キャンパスに AED（自動体外式除細動器）を設置し、学生、教職員、警備員等にその使用方法について、研修・周知している。また、白山キャンパスでは部署が多岐にわたることから、緊急時に「緊急時の対応マニュアル」を作成し、救急時の

対応手順・方法を周知している。

今後も医務室・学生生活担当部署、総務担当部署が連携をとり、迅速かつ適切な対応をとれるよう取り組んでいく。

⑦アルコールパッチテストの実施

各キャンパスで毎年2～3回の割合で実施している。平成17年度は、4キャンパス合計で1,100名の受診者だった。

川越キャンパスでは、平成18年度から新入生全員を対象にアルコールパッチテストを定期健康診断時に実施し、受診者1,115名の実績を残した。この結果、新入生は部活動、サークル入部前の時期に自己の体質把握ができ、後の学生生活においての有益な情報提供ができたものと思われる。

また、朝霞キャンパスでは春学期4月から6月の月曜日から金曜日まで毎日実施し、秋学期も10月に再度実施する予定である。

⑧相談会の実施

白山キャンパスでは、年1回2日間にわたり生協協賛による食生活相談会を行っている。学生の食生活の把握をするためアンケート調査を行う。希望者や掲示を見てくる学生だけではなく、医務室来室学生の中で栄養指導の必要な学生にも参加を呼びかけている。栄養相談後、食生活に関心を持った学生や食生活改善への意識変容がみられた。

学生の生活習慣病は増加傾向にあり、食生活指導の重要性からも、来年度は相談会に加えて食に関する講演会を栄養士に依頼し実施する予定である。また、朝霞キャンパスでは、学生に体脂肪の測定を勧めており、栄養相談、体力増進、健康に対するアドバイス等も随時行っている。

その他、部、サークルからの要望に応じ、救急処置講習会を実施している。

健康教育のため、さらなる健康増進に関する教育講演や実習の必要性を感じているが、本学では衛生管理に関する委員会は無く、約3ヶ月に1回、4キャンパスの看護師間で開催される「医務室会議」での議論にとどまっている。そのため、健康課題解決への推進力に欠けるのも事実である。この点については、年度内には「衛生管理委員会」が設置される予定である。

また、平成17年度からの一貫教育の実施に伴い、白山キャンパスでは非常勤医師を新に月・水・金曜日の午前中に配置し、看護師についても常勤者1名を増員した。このことによって、学生への健康管理指導等については問題なく実施できる体制づくりを行うことができた。しかしながら、今年度より開設した白山第2キャンパスへの医務室要員の補充はなされていない。大学全体としての健康増進並びに危機管理体制を考えるならば、更なる医務室体制の強化が必要であり、看護師の増員を引き続き要望していく。

(4) 学生生活に関するアンケート調査の実施

アンケート調査については、朝霞キャンパスにおける「学生生活アンケート調査」(平成11年度まで15回)並びに全キャンパスを対象にした「四キャンパス学生意識調査」(平成13年度)を実施した。これらのアンケート結果を参考に、学内施設・環境の改善に取り組

み、平成 17 年度からの白山一貫教育に伴う「白山学生食堂の新設」「白山・朝霞サークル施設の改修」を行った。また、川越・板倉キャンパスにおいても、学生との学食会議（川越）や学食満足度調査（板倉）を実施し、食堂の施設や味の改善に役立てている。

平成 18 年度 10 月には、全キャンパス約 3,000 人の学生を対象に日本私立大学連盟の「学生生活実態調査」を利用し、本学の独自調査を実施する。このデータを基に、本学と連盟加盟大学全体との比較を行い、時代に応じた快適なキャンパスライフを送るための環境作りに取り組んでいく。

（5）ハラスメント防止のための措置

本学ではセクシュアル・ハラスメントを防止し、適切な調査・苦情処理を行うことによって、快適で性差別のない教育研究環境と就労環境を実現確保することを目的として、セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程を平成 11 年に制定し、各キャンパスに相談員を配置し、全学的組織としてセクシュアル・ハラスメント防止委員会、調査・苦情処理委員会を設置している。

また、防止に関する具体的取組として、セクシュアル・ハラスメントに関するリーフレットを作成し全学生並びに全教職員に配布しており、学生生活ハンドブックへの記載によりセクシュアル・ハラスメントの意識向上を図っている。各キャンパスのセクシュアル・ハラスメントの相談員の配置については、ガイダンスや掲示、学生生活ハンドブック等配布物への記載等により周知している。更に平成 16、17 年度とセクシュアル・ハラスメントに関する講演会を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する啓発を行い防止に努めるとともに、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては、ハラスメント防止を掲示で呼びかけている。

（6）その他の支援

その他、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への支援として、外部機関からの講師派遣等により以下の講習会・講演会を実施している。

特に、悪質商法被害防止講演会は、各キャンパスが所在する地域の消費者センターとの連携により毎年度実施しており、学生からの相談対応における連携強化に繋がっている。

また、救急法講習会は、受講者全員に受講証を発行しており、資格取得へのひとつのステップとして役立っている。

- ・救急法講習会（白山キャンパス）
- ・悪質商法被害防止講演会（全キャンパス）
- ・防犯指導講習会（朝霞キャンパス）
- ・「食」の講演会（川越キャンパス）
- ・メンタルヘルス講演会（川越キャンパス）

（課外活動）

学生が自主的に行う課外活動は、正課教育では果たすことのできない固有の役割をもつものである。課外活動を通して学生たちは多くの人と出会い、語り合い、刺激を受け、様々な形で学生生活を謳歌しているのであり、充実した学生生活とは「正課」と「課外活動」

の総体として成り立つものである。すなわち、課外活動を支援する目的は、学生自らが個性豊かな人格形成をする上での側面的支援であり、特に各分野において活躍する学生の存在は、本学在学学生および卒業生の活力と本学への帰属意識の高揚に大きな役割を果たすものであると考えている。

上記の考え方にに基づき、スポーツや学術・文化系サークルへの活動支援及び全学生を対象に学生自らが企画運営するイベントへの支援を積極的に進めている。近年では、スポーツ分野での活躍だけではなく、各種コンテスト等への参加、入賞も目立ってきている。また、平成 18 年度より学生が主体となって提案した学生ボランティアセンターが設置され、地域交流・社会貢献活動への新たな展開に期待している。

本学では、ますます多様化する課外活動を側面から支援するとともに、学生の課外活動の存在価値を内外に示すことを目的として、組織的な指導と支援を実施している。

(1) 課外活動への参加状況

本学の学生サークルは、顧問（本学専任教員）の配置と、大学に対してサークル員名簿、活動計画書等の提出により大学公認となり、年度毎の更新手続きにより公認サークルとしての位置づけが継続される。大学全体で公認サークル数は 368 団体あり、約 9,000 名の学生が所属している。

公認サークルには、学生スポーツの頂点を目指す強化対象運動部や文化・学術系サークルをはじめ、近年では環境問題や障害者支援、老人福祉に取り組むサークルなど多種に及んでおり幅広い活動を展開している。

一方、多様化する学生生活において、諸資格取得のためのダブルスクール、学費・生活費を補うためのアルバイト等が重視され、課外活動に参加しない学生も見受けられる。特に、白山キャンパスにおける第 1 部、第 2 部体育会運動部への加入は減少しており、5 年前に比べ 150 名程度の減少傾向にある。

そこで、サークル活動に参加できない学生へのフォローとして、課外教育プログラムを年間 3 回程度（富士登山スクール、コミュニケーショングループ（夏合宿）、スキー・スノーボードスクール）企画・実施し、人間関係の構築や友情を育み、自発的に様々なことにチャレンジするきっかけづくりとなる効果を得ている。

しかし、現状では、予算の制約上 1 プログラムにつき 30 名～50 名程の学生を対象とせざるを得ないことから全学的な取り組みとは言えない状況である。

今後は、課外活動の意義を踏まえ、達成感・充実感を体感する機会の提供として、学生のニーズに合わせた「学生のための学生による企画・運営」計画により、全学生が携わることができる課外活動への支援を進めていく。

(2) 大学の指導・支援

学生自治会が衰退し、組織・運営ができず平成 4 年には自治会費受託徴収が廃止され工学部を除く全ての学生自治会が消滅した。これに伴い、サークル活動の経済的支援は大学に委ねられ、公認サークルであることを条件に経済的支援を行っている。

このような背景からサークルの公認化、サークル状況の把握に努めており、学生生活ハンドブックへの記載やサークル勧誘期間等でのチラシ配布にてサークル公認化の呼び掛けを

継続した結果、平成 12 年度の新規公認申請は 6 サークルであったのに対し、平成 17 年度は 47 団体が新規に届け出を行った。

一方、近年、大学の枠を超え様々な大学に通う学生によるサークルが多く存在し、無謀な計画による事件・不祥事が社会問題となったことを受け、事件・事故を未然に防ぐ対策として、所在が明確でないサークルの動向の把握に取り組んでいる。

① 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

公認サークルに対して、諸申請方法や危機管理体制、安全対策の徹底についてガイダンスを開催するとともに、支援体制及び相談に対する助言体制は日常的な窓口業務として確立している。

白山キャンパスにおいては、学生自治会の消滅後、加盟サークルを有する体育会、文化団体連合と大学祭の企画・運営を担う学園祭実行委員会が本部機能を持ち、これら学生団体に対しても、定期的な打ち合わせや本部運営に関する助言等は随時対応できる状況を整えている。また、体育会については、各運動部の主将・主務を対象としたリーダーズキャンプや新入生を対象としたフレッシュマンキャンプ（合宿）を実施し、意見交換を行っている。

学生自治会が存在する工学部（川越キャンパス）においても、自治会・体育会・文連・工学祭常任委員会と事務局による定期的な会議を行い学生の意見を集約し支援に努めている。

② 施設面での支援

各キャンパスにおいてサークル部室、会議室等の課外活動専用施設を設けている。近年では、白山キャンパスにおいて、サークル部室（個室）130 室、防音設備を整えた音楽練習室 12 室をはじめ学生専用会議室、印刷室、倉庫等を配置した 4 号館（体育館・厚生棟）を平成 14 年に竣工し、平成 17 年の白山一貫教育に伴い、新たに 4 号館改修工事によって施設設備を拡充した。朝霞キャンパスでは、施設貸出をシステム化することにより、紙ベースではなく、各施設担当警備者の端末で貸し出し対象者をリアルタイムに確認できる環境整備を行った。

また、平成 16 年には千葉県鴨川市及び長野県富士見高原にセミナーハウスを新設した。主に長期休暇中のサークル活動及びゼミ合宿等の拠点となる計 4 箇所のセミナーハウスは海・山・湖・高原のコンセプトから成り、幅広い選択肢から利用目的に応じた施設を提供することができる。本学 Web 情報システムにより全学生は 24 時間自宅等の PC から利用予約が可能となったことは学生の利便性を向上させた。また、セミナーハウスからも Web 情報システムにアクセスできる環境が整っている。

③ 人的支援

体育会所属部以外の全公認サークルには本学専任教員が顧問となり、教育的統括者としてサークル運営の助言・指導に応じている。サークル顧問会議（川越：文連顧問会議）を開催し、サークル活動の近況を報告し、安全配慮の徹底、危機管理体制の構築等に関する支援の協力を要請している。

体育会に所属する全運動部においても、本学専任教員を部長として配し、学習指導や生活指導にあたり、競技指導者である監督・コーチの意見・要望を大学事務局に反映させる機

能（白山：体育委員会、川越：体育部長会）として確立している。更に、運動部長、学長、学部長、その他教員等により全学的に組織される体育協議会を設置し、運動部に関わる教育奨励等を審議している。

吹奏楽・管弦楽団等の文化芸術系サークルについては、適宜、サークル単位で外部機関から指導者を招いている状況があり、専任指導者の配置について検討を進めている。課外活動においては、学生の主体性を尊重するとともに、学生の責任の有限性と、社会的責任を担う大学の役割を認識し、適切な人材の配置に努めていく。

④経済的支援

全公認サークルに対し援助金を予算化しており、サークルの運営、企画の補助や備品購入に伴う経済的支援を行い、体育会・文化団体連合等の本部団体に対する本部運営等の援助金の支給は有効に活用されている（年間約7,000万円）。サークル顧問、運動部部長においては視察に伴う旅費、監督・コーチには指導に伴う交通費を支給している。

また、全学的な体育祭・学園祭（各キャンパス）やミュージックフェスティバル、第九演奏会などの学生主体行事に対しての経済的支援を行っている。

サークル活動への援助金支給については、サークルにとって援助金のみで頼るべきではないことをガイダンスで説明しており、企画に掛かる総額の2割程度の援助を原則としている。

⑤運動部強化支援

学生スポーツの活躍は、学内外の本学関係者の帰属意識を高め、大学の発展に繋がる重要な効果の一つであると認識しており、体育会所属13部を対象として強化している。

運動部優秀選手としての推薦入試による各学部への受け入れや、本学体育後援会による強化費の支給、また、体育活動と学業の両立を目的として、全学的な組織である運動部学生の学習支援委員会を設置するなど文武両道の強化支援に取り組んでいる。

平成14年には、スポーツ振興課を設置し、具体的で専門的な強化対策、学生指導及び指導者の育成を行うとともに、近年では、陸上競技場トラックの全天候型への改修及び陸上競技部合宿所の新設（川越キャンパス）、サッカー部専用人工芝サッカー場及びサッカー部専用クラブハウスの新設（板倉キャンパス）、硬式野球部専用グラウンド整備（川越キャンパス）をはじめとする施設支援、老朽化に伴う運動部合宿所（川越合宿所、小石川合宿所）の改修や管理人の配置による健康管理等、運動部学生の生活環境の支援も重視し強化に繋げている。

⑥学生ボランティアセンターの設立

学生ボランティアセンターの設立にあたっては、学生の積極的な行動が背景にある。平成17年、中越地震の被災地である新潟県旧山古志村へのボランティア活動を募集したところ、短期間の告知にも関わらず、200名の募集に対し300名を超える応募があった。不自由な環境である現地において、約1ヶ月間、延べ200名の学生によるボランティアはあらためて自然災害の恐怖を体感し、また、被災者との交流において人間の強さ・暖かさを実感した。参加学生から、ボランティア活動の継続と正式な組織として活動したいとの申し出が多く寄せられたことをきっかけとして平成18年4月、正式に学生ボランティアセンターが

設立された。

大学では、課外活動公認団体として位置づけ、顧問並びにアドバイザーとして本学専任教員の配置、ボランティアセンター運営に伴う予算措置等のバックアップ体制を整え、地域交流や人間交流、ボランティアをきっかけとした自分発見、キャリア形成等、これから本格的に始動する学生ボランティアセンターを幅広い観点から支援していく。

⑦資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

資格取得を目的とした課外授業としては、経済学部による「独語検定試験準備講座」「経済学検定対策講座」、国際地域学部による「旅行業務取扱管理者試験対策講座」「語学特別講座」、キャリア形成支援センターによる3年生向けの就職支援講座の1つとして「販売士2級資格取得講座」を開設している。また、経営学部では会計士、税理士、簿記資格取得を目指す学生のために「会計特別研究室」を設置し、資格取得のための学習支援を行っている。

これらの資格取得を目的とした支援は、学生にとっては早い時期から自立精神を高めるとともに、ひとつの目標を持つことで将来への自信（スキルアップ）と方向性を確立（幅を広げる）する上で大いに役立っている。

⑧各種表彰制度

課外活動において、優秀な成績、社会的に功績があった学生に対する表彰制度を設置している。

社会貢献者表彰金制度により、社会の各分野における著しい貢献活動に対し、その努力と活動で得た実践能力を自らの学習活動に活かすことを奨励し表彰金（10万円）を支給している。この制度により、自主活動が表面化することで、学生の潜在的な社会貢献意識の後押しとなり大きな成果が期待でき、国際協力・貢献、社会福祉の増進、環境保護、文化活動等による社会貢献活動が活発化した。

体育活動、文化活動による優秀な成績により、本学の発展に寄与した学生に対し学長賞を授与している。過去5年間では、全国の本学関係者や学生の帰属意識高揚に貢献した学生10名が表彰されている。

また、体育会本部により優秀な成績を挙げた団体・選手を表彰する「体育会表彰式」を実施しており、大学においても側面から支援している。学生自らが共に体育会を形成する学生を表彰する制度は、団結力や努力の成果を称賛する誠実さを育み、相互の意欲向上の効果を得ている。

これら表彰制度により、更なる学生の意識・意欲向上効果を期待し表彰制度のステータスアップを図っている。

⑨学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

課外活動における水準としては、運動部への強化支援の継続によって、日本学生氷上競技選手権大会アイスホッケー部門の6連覇、硬式野球部は東都大学野球リーグ戦の強豪チームとして多数のプロ選手を輩出、相撲部では全国学生相撲選手権大会の優勝を果たしている。更に今年度は、陸上競技部が出雲、全日本、箱根駅伝の3大会への出場が決定しており、上位入賞が期待される。また、前年度から今年度にかけて日本代表選手として、延べ

31名の学生（硬式野球：2名、陸上競技：1名、アイススケート：8名、柔道：4名、レスリング：8名、空手道：2名、スキー：1名、ボクシング：3名、射撃：2名）が選出されており、世界大会等で活躍している。

学術・文化活動においても、「山古志村復興物語」研究チームが平成17年度老人を含めた全年齢型コミュニティ計画の国際学生コンペ（主催：財団法人ICCC、共催：国連）において日本初の最優秀賞（団体部門）を獲得したことをきっかけに、前年度から現在まで約350名の学生が旧山古志村の災害ボランティアに参加する等、新たな活動を展開している。更に近年では、鳥人間コンテストやロボットコンテスト等の各種コンテストへの参加、入賞も目立ってきている。

以上の大会結果や新たな活動への挑戦という面からも、本学における課外活動の水準は高レベルを維持しているといえる。課外活動での学生の活躍は、全学生に対する本学への帰属意識の高揚に大きな影響を与えており、学生満足度としてのプラス評価に繋がっている。

白山一貫教育により発生した課題として、4号館拡充等、施設整備を行ったが、グラウンド、テニスコート等の屋外スポーツ施設は朝霞キャンパスの施設を利用することとなり、朝霞キャンパスへの移動時間・交通費について負担を強いている状況があり、白山キャンパスでの施設整備並びに白山周辺地域における学外施設の利用について検討を進めている。また、課外活動のために白山5学部の学生が朝霞施設を利用することが多く、事務組織の体制を含め学生サポートの改善について検討を進める。

学生ボランティアについては、各キャンパス周辺での活動も視野に入れ、全学的な取り組みとして支援体制を構築すると共に、教育的観点にたち、ボランティア活動によって社会的視野の拡大、文化的・精神的成長の促進により責任感ある人間を育成するコミュニティー・サービスを学習方法に取り入れ単位を認定する「サービス・ラーニング」の導入に取り組みたいと考えている。

社会貢献者表彰金制度は、開設して日が浅いこともあり学生の認知度が低い。社会福祉活動をしている学生は多いが、社会貢献者表彰金を申請してくる学生は少ない状況である。大学が社会貢献活動を支援していることを学生に幅広く周知し、社会に貢献する学生の育成に繋げるべく教職員との連携強化を図っていく。

（就職指導）

本学では、平成16（2004）年5月に就職部をキャリア形成支援センターに改組した。併せて、就職委員会もキャリア形成支援委員会（委員長は副学長）とした。

その目的は、就職協定の廃止以後、年々早期化している就職活動に対応することよりも、就職後3年以内に3割の大卒者が離職するという現状（本学としての実態調査は未実施）に対処するには、大学入学直後より、卒業後の進路選択を意識しながら大学生活を過ごすことこそが重要であり、そのための支援が必要であるとの認識による。

現在、本学は4つのキャンパスに分かれて教育研究を実施している。文・経済・経営・

法・社会学部がある白山キャンパスではキャリア形成支援センターが、工学部がある川越キャンパスでは川越事務部教学課就職担当が、国際地域・生命科学部がある板倉キャンパスでは、板倉事務部教学課就職担当が、そして、ライフデザイン学部のある朝霞キャンパスでは、朝霞事務部朝霞事務課就職担当が、キャリア形成支援・就職活動支援を担当している。

このように、キャリア形成支援・就職活動支援を担当する事務組織は4つに分かれている。これは、複数キャンパスで構成された大学で、かつ、キャンパス単位で完結している学部教育との連携を取りながらキャリア形成支援・就職活動支援を行うことを考えた場合における、ひとつの組織形態であると認識している。なお、年2回開催しているキャリア形成支援委員会での議論や日常的な現場レベルでの情報交換を通して、大学全体としての共通認識を持つように努めている。

日常的な学生への支援は、それぞれのキャンパスに設置している就職資料室（キャリア支援室）を中心に行っている。同室は専用施設であり、就職相談、求人情報の提供、就職支援・キャリア形成支援関係図書の閲覧などの支援を行なっている。

就職資料室での中核的支援となる就職相談は、各キャンパスに専門の相談員（嘱託職員）が常駐（白山3・川越1・板倉2・朝霞2）し実施している。相談員は、民間企業や公務員としての勤務経験を持っているが、「キャリアアドバイザー」などの専門資格を有していない。この状況は、就職相談のみならず、キャリア形成支援の充実を考えたとき、必ずしも適当とはいえない。そこで、現在、学長の下で検討されている「学部カリキュラムの改編」の時期（平成20年度）に合わせて、就職相談体制の再構築（有資格者等への切り替えなど）を実現することを目標に検討している。

相談以外の「進路選択に関わる指導（本学においては支援）」は、大きく「キャリア形成支援」と「就職活動支援」とに分けて実施している。各学年の目標を、1年生が「キャリア形成の気づき」、2年生が「キャリア形成の深化」、3年生が「明確な目的意識に基づく進路選択」、そして、4年生が「キャリア形成準備の完成」とし、学生の成長過程を考慮しながら、その実現に向けた個別プログラムを段階的に実施している。

3年生と4年生を対象とする「就職ガイダンス（就職活動支援プログラム）」は、就職活動の早期化を視野に入れて、学生が就職活動の流れにそって段階的に準備が進められるように実施時期および内容・形式を十分に検討して行っている。例えば、白山キャンパスでは、平成16（2004）年より「就職活動支援セミナー」においては、専用のテキストブック（64頁）を作成・配布するなどして、学生の理解を助ける工夫をしている。なお、平成17（2005）年度では、3キャンパス（朝霞は未完成学部）で全170企画を実施し、延べ59,381人が参加した。

民間企業へ就職する学生が、全就職者の94.6%（過去3年間の平均）を占めていることから、民間企業への就職を中心とした支援となっているが、公務員志望者や大学院進学を希望する者、そして留学を考えている学生に対しても、個別のガイダンスも実施している。

例えば、公務員志望者に対しては、低学年では仕事を理解するためのガイダンスを、3年生以降では試験対策を中心としたガイダンスを行っている。公務員試験対策講座も実施し

ているが、合格実績は必ずしも十分とは言えない。卒業時点で、公務員・教員採用試験の再受験(不合格)のために就職しない学生が、過去3年間では平均206.3人(卒業生の3.9%)おり、現役合格へ向けた支援体制作りを再構築(講座の見直しなど)している。

1年生および2年生を対象とする「キャリア形成支援プログラム」は、白山キャンパスにおいては、平成17(2005)年度より本格的に開始したところであり、まだ、体系的には未整備の部分もある。また、参加する学生が極めて少なく(1企画平均57.6人/対象学生の1.6%)、目標の達成には、まず、参加者を増やすことが急務であるとの認識に立ち、葉書による案内を対象学生に送るなどの対策を実施しているが、現時点では、眼に見える効果を挙げていない。工学部(川越)および国際地域学部、生命科学部(板倉)では、授業科目(選択科目)として「キャリア形成を考えるための科目」を開講している。平成17(2005)年度の聴講者数は、川越が49人(対象学生の1.1%)、板倉が245人(10.9%)であった。

また、1年生全員には、学生生活のヒントとしてもらうことを目的とした「キャリアデザイン」を、平成17(2005)年度より配布している。この冊子には、就職活動を終えた4年生が登場し、その学生生活を振り返ってもらう内容とした。その意図は、「教育理念を具現化する5つの目標」にもある『自らの哲学を持ち、自ら考え、自ら立ち、自ら動く』ことによって自らの道(卒業後の進路)を切り拓いていった先輩たちの姿を見せることにある。また、2年生には、働くことをより身近に考えてもらうことを目的として、本学を卒業し現場で活躍するOB・OGを取材して作成した「仕事BOOK」を、平成18(2006)年度より配布している。

さらに、平成17(2005)年度より「キャリア形成を考えるための特別講演会」を開始した。特別講演会は、「5つ目標」のひとつである『総合大学の利点を活かす、良質の教育を行う』の実践であり、各界で活躍されている有識者・著名人の方々から、キャリアを考えるヒントをお話していただいている。この講演会は、白山キャンパスで実施しているが、学内ネットワークを利用し、他のキャンパスへも同時中継している。これまでの聴講者は、延べ7,115人(全10講演)となっている。

以上のようなキャリア形成支援・就職活動支援を立案・実施するにあたって、学生証(磁気カード式)を読み取るなどして把握した参加者のデータやアンケートを参考にしている。特に、収集した参加者データは、学部での支援との連携に活用したり、参加者を増やすための具体的な働きかけなどに活用している。また、卒業時点での進路把握については、最も基本的なデータであるとの認識から、各学部の協力を得て全卒業生の確認を目標としており、平成17(2005)年度においては、把握率97.3%を達成した。

しかしながら、学生の就職活動の実態や進路決定の過程を検証できるデータの蓄積が十分とは言えない。そのようなデータを収集できる調査方法(進路決定届の項目変更など)を整備し、平成19(2007)年度から実施することを目途に準備している。

2. 大学院の学生生活への配慮

(学生への経済的支援)

大学院の施設・設備は、「Ⅷ 施設・設備等」に記載されているとおり、学修に専念できるよう整えている。

大学院生への経済的支援には、奨学金制度があり「大学院奨学生規程」として定め、学術の奨励と経済援助を行うことにより、有益な人材育成に資することを目的に次のように種分けしている。

A種（学費全額支給）：学業成績、人物ともに特に優秀で健康である

B種（学費半額支給）：健康で優秀な資質と勉学意欲をもつ

C種（学費1/4支給）：健康で特に勉学の熱意に満ちている

D種（学費半額支給）：就学中に経済的援助が必要となった

平成17年度実績は、全大学院在籍者856名に対し、A種：3.7%（12,253千円）、B種：9.5%（16,160千円）、C種：39.1%（34,782千円）、D種：0.2%、2名（635千円）となっている。

実績から見ると、在籍している大学院生の半数以上に奨学金が支給されており、在籍者に対して、十分な経済的援助が行われており評価できる。

問題点としては、奨学生の選考は成績に基づき行われ、各研究科に一任しているが、共通の選考基準がない状況で行われている。

また、A種・B種をC種のみとして支給している研究科もあり、これは本来の目的から外れるもので、上記の問題点からも全研究科共通の選考基準作成が急がれるため、平成19年度にむけ検討する。

外国人留学生に対する経済的援助としては、学部と共通であるが次の制度を持って対応しており評価できると言える。

- ・塩川正十郎奨学金：私費外国人留学生の内、在留資格が「留学」で、学業成績、人物ともに傑出し健康であり、卒業後、その母国の発展に寄与する意思を有する者。

平成17年度実績：2名（留学生数85名）1,200千円

- ・私費外国人留学生減免：私費による外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法別表1に定める「留学」の在留資格を有する者。

平成17年度実績：春学期75名（88.2%）、秋学期72名（84.7%）11,845千円

さらに、学外の奨学金は、次のような状況となっている。（採用数は平成17年度実績）

- ・日本学生支援機構奨学金 1種：180名、2種：65名採用
- ・日本学生支援機構私費留学生学習奨励費 13名採用
- ・本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金 1名採用
- ・川嶋章司記念スカラシップ基金 1名採用
- ・守谷育英会1名ロータリー米山記念奨学金 3名採用

また、民間団体の奨学金は、応募枠も少ないため、採用数も少ないが、留学生は、日本

学生支援機構の1種、2種の奨学金を受けることができないため、経済的支援の選択肢の一つとして、教務課としても採用増にむけ協力していく体制でいる。

奨学金の公募は、掲示板で行っているが、今後は、ToyoNetなど、ネット環境における可能性も考え、関係部署と調整を進める。

(学生の研究活動への支援)

大学院学生の広い視野に立った研究活動を奨励し、国内外における学会で、その研究成果の発表を行うための経費の一部を補助する目的で、「東洋大学大学院学生の学会発表補助に関する取扱基準」により補助を行っている。

白山キャンパスの文系5研究科では、平成13年度21名、14年度18件、15年度18件、16年度20件、17年度34件である。

板倉キャンパスの国際地域学研究科では、平成13年度0件、14年度2件(海外1件)、15年度9件、16年度3件、17年度11件である。生命科学研究科では、平成13年度10件(海外1件)、14年度13件(海外5件)、15年度13件、16年度23件(海外4件)、17年度28件(海外3件)である。

更に工学研究科は、平成13年度79件(海外8件)、14年度83件(海外8件)、15年度88件(海外7件)、16年度73件(海外13件)、17年度72件(海外45件)である。

補助にあたっては、指導教員の承認により申請が行われ、学内手続きに基づき書類を作成し決裁後に該当者へ補助しており、適切な処理が行われていると言える。

補助申請は年を追う毎に増加傾向にあり、工学研究科では海外での学会発表が増加しつつあることから、学会発表に関する補助は目的どおり行われていると評価できる。今後は補助額の増額も視野に入れ予算申請していく。

一方、論文発表の場としては、「大学院紀要」を毎年発刊し、大学院生の論文発表の場としている。掲載にあたっては、指導教員により論文の確認が行われ、年次刊行物編集委員会で再度確認が行われる。工学研究科、生命科学研究科では、外部の雑誌や研究会への論文投稿を推奨し博士論文を提出する条件にもなっているため、「大学院紀要」への投稿は行われていない。

現在、平成19年度に向け、年次刊行物編集委員会において、これまで不明確であった編集基準、ガイドラインおよび質の向上に向けた査読制導入等について検討が行われており、各研究科委員会での審議を経て、研究科委員長会議で承認される運びとなる。

(生活相談等)

大学院独自の相談窓口は設けられていないが、学生部学生生活課において「学生相談室」が開設され、専門員が常勤し、進学相談をはじめ様々な相談にのっている。

健康診断は、学部生、大学院生、法科大学院生を含め、学生部学生生活課(朝霞キャンパス、川越キャンパス、板倉キャンパスにおいては学生生活担当課)によって、行われている。

教育研究活動中の災害障害事故については、「学生教育研究災害障害保険」に大学負担で

全員が加入している。

医務室はキャンパス毎に設置され看護婦と学校医が常駐し、学部生、大学院生共々、緊急時も含め対応が可能である。

ハラスメント防止については、「東洋大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」により、東洋大学セクシャル・ハラスメント防止委員会を設置（同規程第3条）、教職員から委員を出し防止に係る研修や啓発活動の企画立案を行っている。またセクシャル・ハラスメント相談員（同規程第6条）も配置している。なお、セクシャル・ハラスメントに対する措置に関し必要が生じた場合は、調査・苦情処理委員会（同規程第8条）が設置される。

セクシャル・ハラスメント防止に関する講演会が定期的実施され、セクシャル・ハラスメント防止パンフレットが学生をはじめ、教職員全員に配布され、周知を図っている。

なお、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについては、学生部と協力し防止を促しており、学生相談室でも相談に応じている。

以上のとおり、学生生活相談、健康診断などについては、大学院独自ではなく大学全体で行われているが、学部生、大学院生の区別無く適切に行われている。

（就職指導等）

白山キャンパスでは、キャリア形成支援センターで行っているため、大学院教務課では就職指導、就職に関連する相談は行っていない。

川越キャンパスおよび板倉キャンパスには、就職相談室があり専門員が常駐し対応している。朝霞キャンパスでは、キャリア支援室を置き専門員が常駐し対応している。

また、キャリア形成支援センターでは、白山、川越、朝霞、板倉キャンパスにおいて適宜、説明会、公務員試験対策、講演会などを開催しており、十分な対応ができているといえる。

3. 専門職大学院の学生生活への配慮

一. 法務研究科

（学生への経済的支援）

1) 施設・設備などについて

法科大学院の施設・設備については、各研究科が利用する5号館棟に教室、共同研自習室などが共存していたが、法科大学院専用の校舎を確保し、より良い教育研究の場を提供するため、平成18年4月、白山キャンパス（白山5-28-20）から白山第2キャンパス（白山2-36-5）へ移転した。

白山第2キャンパスはA棟、B棟、C棟の3棟からなっているが、その内A棟およびB棟を法科大学院の教室、共同自習室、PC教室等として利用可能となった。

A棟には教室、法科大学院生用共同研究室、PC室などを整備した。図書館についても分室として設置し、法科大学院に係る書籍、雑誌等を配架している。

B棟は講堂であり、C棟は法科大学院の施設ではなく、計算力学研究センターと国際地域学研究科が利用している。

学生食堂は、近隣にある白山キャンパスの学生食堂を利用できることや学生数が130名であること等から設置していないが、その他の設備に関しては、学生が専念できる諸条件を充分満たしており、評価することができる。

2) 奨学金について

「東洋大学法科大学院奨学生規程」に基づき、I種（学費の半額）、II種（学費の4分の1）として支給している。平成16年度から平成18年度の実績は次のとおりである。

		1年	2年	3年
平成16年度	I種	未修 5名	既修 5名	
	II種	未修 5名	既修 5名	
	計	10名	10名	
平成17年度	I種	未修 5名	未修 3名	未修・既修 6名
			既修 3名	
	II種	未修 5名	未修 2名 既修 2名	未修・既修 4名
計	10名	10名	10名	
平成18年度	I種	未修 5名	未修 3名	未修・既修 5名
			既修 2名	
	II種	未修 5名	未修 3名 既修 2名	未修・既修 5名
計	10名	10名	10名	

1学年50名の定員に対して10名の支給をしており、20%の学生へ支給している。選考方法は学業成績を基準に行うが、1年生は入学試験の成績となり、教授会で選考、承認を行い、学長が決定する。

以上の点からみて、規程に基づき適切に目的に沿った形で支給されていると言える。

その他、学生支援機構の1種、2種の支給も可能である。

なお、学内のI種、II種については成績優秀者を選考するため公募はしていない。日本学生支援機構に関しては、掲示にて行っているが、今後、平成19年度を目途にT o y o N e tへの提示も視野に入れ関係部部署と調整していく。

（学生の研究活動への支援）

白山第2キャンパスへ移転したことにより、法科大学院生専用の施設・設備を整えることが可能となった。

自習室は、個人別キャレルを定員分用意し、白山第2キャンパス開講時間内は、自由に学習が出来る。また、学生が自主的にゼミを作って学習しているが、そのサポート役として若手弁護士をアカデミック・アドバイザーとして採用しバックアップ体制を取っている。専任教員は、オフィス・アワーの時間を設け、授業時間外の質問や相談にのっている。

更に法科大学院生用共同自習室を設置し、パソコンや司法に関係する図書、雑誌を置き自由に利用することができる。詳細については、「Ⅷ 施設・設備等」を参照願いたい。

なお、8時入構から23時退構の時間内は、警備員が常駐している。その時間内であれば、事務室職員が退出した後でも、法科大学院生用共同自習室やセミナー室を利用できる体制を取っている。

研究活動の支援については、以上のとおり施設・設備を十分に整えており、対応できていると判断する。

その一方で、パソコン教室や図書分室の利用時間延長の要望が出ているが、現状では人員の面等から対応できない状況にある。そのため、ドアにカードキー（学生証により開閉）を取り付けることで対応可能かどうかも含め、関連部署と調整する。

また、貸出用ノートパソコンを共同自習室に設置し台数を増やすことも含め教授会で検討し、パソコン教室閉室以降の要望に対応できるようにする。

（生活相談等）

健康診断は、主管部署となる学生部学生生活課が行っている。

教育研究活動中の災害障害事故については、「学生教育研究災害障害保険」に大学負担で全員が加入している。また、「法科大学院生教育研究賠償責任保険」についても大学負担で全員加入し、「臨床科目」（法科大学院生が弁護士事務所で実務を行う）の実務研修などにも対応している。

医務室は、（学生への経済支援）でも記述したが、A棟に設置してあるが看護婦または学校医の常駐または派遣が無い状況にある。現状では、教務課員だけでは緊急事態への対応が不十分だが、近隣の白山キャンパス6号館の医務室（看護婦・学校医が常駐）と連携を図ることで対応が可能である。

学生相談に関しては、白山キャンパスに学生相談室が開設され専門員が常勤し、法科大学院生も含め、様々な相談にのっている。近隣にある白山キャンパスの学生相談室において対応が充分可能であるため、白山第2キャンパスには設置していない。また、法科大学院では、クラス担任制度を導入し、専任教員一人あたり1学年4～5人の学生を受け持ち、成績指導や各種相談を受けていることもある。

さらに、専任教員による学生生活委員会が組織され諸問題の検討を行うと同時に、提案箱を設置し、様々な提案に対して法科大学院教授会の了承のもとに文書による回答を掲示

している。

ハラスメント防止については、「東洋大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」により、東洋大学セクシャル・ハラスメント防止委員会を設置（同規程第3条）、教職員から委員を出し防止に係る研修や啓発活動の企画立案を行っている。またセクシャル・ハラスメント相談員（同規程第6条）も配置している。なお、セクシャル・ハラスメントに対する措置に関し必要が生じた場合は、調査・苦情処理委員会（同規程第8条）が設置される。

セクシャル・ハラスメント防止に関する講演会が定期的実施され、セクシャル・ハラスメント防止パンフレットが学生をはじめ、教職員全員に配布され、周知を図っている。

なお、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについては、学生部と協力し防止を促しており、また、学生相談室でも相談に応じている。

以上のとおり、学生生活相談、健康診断などについては、大学全体で行われているが、学部生、法科大学院生の区別無く行われ、法科大学院でもクラス担任制度の導入や学生生活委員会を組織するなど、学生の諸問題に対処しており適切に行われていると言える。

なお、白山第2キャンパス医務室の看護婦、学校医の不在については、白山キャンパス医務室は、近隣（徒歩5分）にあることから、状況によっては一時的に白山第2キャンパスへ来てもらうことなどの対応について連絡会議などを開催し、より一層の連携を主管となる学生部および関係部署と図っていく。

（就職指導等）

法科大学院生の場合、新司法試験に合格し弁護士をはじめとした法曹を目指しているため、大学院教務課では就職指導、就職に関連する相談は行っていない。

法科大学院ではクラス担任制を取り入れており、入学後、いずれかの専任教員がクラス担任となる。成績発表時には、学習カルテ（履修した科目の成績、GPA、科目担当教員による成績評価のコメント等が記されている）に基づき、クラス担任が面接し学習指導を行う。また、日頃の学習相談、生活相談なども行っている。

以上のとおり、法科大学院の目的にあった指導をしており、評価できると言える。

